

**2019年度 事業計画書**  
**(事業期間：2019年4月1日～2020年3月31日)**

認定NPO法人 大阪精神医療人権センター

**第1 事業の実施方針**

当センターが取り組もうとする社会的課題はとても大きなものです。そのため、この課題解決に向けて、日本の精神医療の現状の変革を望む支援者の皆様の協力が必要不可欠であり、この協力を得て、当センターは、2019年度も活動を継続します。

**第2 2019年度の重点的活動内容**

**1 声をきく～精神科病院に入院する方々の立場にたった権利擁護活動を実践するために～**

- ① 事例検討会の開催回数を年に2回から3回に増やし、また、月に1回開催している活動会議にも、活動参加者に参加してもらい、個別相談の活動参加者のフォローアップ体制を強化します。
- ② 研修冊子「一緒にはじめよう！！精神科に入院中の方への面会～権利を守り、今を変えていくために～」(仮題)の作成(2019年7月完成予定)を活用し、大阪府以外でも大阪精神医療人権センターの活動説明会を実施します。
- ③ 個別相談活動の拡充とともに、それを継続して支えることができる組織的基盤の整備に向けた議論を開始します。
- ④ 2019年度 厚生労働行政推進調査事業補助金(障害者政策総合研究事業)「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究」に参加し、本来求められるべき権利擁護システムの構築を提案します。

**2 扉をひらく～精神科病院を開かれたものにするために～**

- ① より充実した訪問活動を実現するため、訪問活動参加者による意見交換会を年に2回開催します。
- ② 訪問活動の原点に立ち返り、療養環境サポーター制度に参加する団体からヒアリング又は情報提供をしてもらい、訪問活動の意義、成果や課題を整理し、

より充実した療養環境サポーター制度の実現を検討します。この成果は、人権センターニュースに掲載予定です。

③ 訪問活動の成果に、よりアクセスしやすくなる取組みを実践します。

### 3 社会をかえる～安心してかけられる精神医療を実現するために～

権利擁護システム研究会で、中長期的な視点をもって、日本の精神医療の重大な問題である「長期入院」に関し、現状、課題、原因及び解決策を検討し、2020年5月に開催予定の記念講演会に向けて、意見書等の策定を目指します。

## 第3 個別相談活動の実施方針

### 1 個別相談の実施

- (1) 精神科病院に入院する方の立場に立った権利擁護活動を実践するために、2019年度も、当センターでは、主に精神科病院に入院中の方から、手紙、FAX、メール、電話及び面会による個別相談を実施します。
- (2) 2019年度は、個別相談の件数だけではなく、個別相談活動の役割、意義をより明確化し、他団体等との連携、協力を充実させ、退院や本人の希望の実現につながったという実績を積み重ねることを目指します。
- (3) また、個別相談活動で、病棟に訪問し、入院中の方と面会する際、個別相談活動の参加者の立場や役割が相談者や病院職員にとって、わかりやすくするために、個別相談活動のネーミングを議論します。現在、以下のような案が出ています。

案：権利擁護メッセージャー、個別相談員、権利擁護者、活動支援員、精神医療アドボカシー、精神医療アドボケーター

### 2 精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充

2019年度も、2017年度・2018年度に引き続き、日本財団助成事業「精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充に向けて」を実施することが決まりました。具体的な実施内容は、以下のとおりです。

#### (1) 電話相談の拡充

2019年度は、①電話相談の週1回体制を週2回体制にすること及び②電話相談の強化週間（2019年7月・大阪府以外の電話相談を含む。）を実施できるようにすることを目指します。

電話相談の強化週間により精神科病院に入院中の方々の声を聞き、大阪府内か否かを問わず、その声を社会に発信していくことを目指します。

## (2) 大阪府以外で精神科病院に入院中の方のための権利擁護に関する講演会、研修 (養成講座を含む)の開催

是非、当センターの養成講座に参加していただき、当センターの理念、思いを共有できればと思います。多くの方のご参加をお待ちしております。

### ア) 兵庫(共催:兵庫県精神医療人権センター)

公開講座 精神科病院に入院中の方の権利擁護活動の拡充に向けて  
～兵庫県・大阪精神医療人権センターの活動から～

日時 2019年6月29日(土) 10:00～16:30

会場 兵庫勤労市民センター第三会議室(定員54名) JR兵庫駅北側すぐ

内容 精神医療と人権・精神科病院について・声をきく・面会の引き出し  
訪問活動の視点(受講後、大阪又は兵庫の活動に参加できる。)

定員 30名

参加費 1000円

### イ) 福岡、東京で現在、調整中

## (3) 個別相談の事例検討会及び交流会の開催(3回)

個別相談に参加する方々の悩みや不安を解消し、個別相談活動の質の向上を目指すため、個別相談の事例検討会及び交流会を開催し、フォローアップ体制を強化します。

## (4) 検討会議の開催

大阪精神医療人権センターの個別相談の拡充のためには、個々の個別相談活動の質の向上だけではなく、各個別相談活動を支える組織的基盤が必要不可欠です。

日本財団助成事業「精神科病院入院者への権利擁護活動の様々な地域への拡充に向けて」により、2015年度の面会件数27回と比較して、2018年度は171回(144回増、6.3倍)となりましたが、財政的基盤がまだまだ不十分であるため、常勤職員も増えていません。

入院中の方から、「面会に来てほしい」、「会いに来てほしい」という声は年々増加していますが、組織的基盤が整備されていなければ、特定個人に負担を強いることになり、中長期的な計画をもって継続的な活動を行うことは不可能です。

そこで、2019年度の個別相談活動検討チームでは、NPO活動の組織論に精通する河合将生さん(オフィスムスビメ)と他分野で活躍する伴走型支援士(ホームレス支援全国ネットワークが認定する民間資格)について、奥田知志さん(NPO法人抱樸)を講師にお招きし、個別相談における組織的基盤の充実を議論し、「大阪だからできる」と言われないように、この成果を権利擁護活動の様々な地域へ拡充のために還元していきます。

この検討会議には、大阪精神医療人権センターの活動参加者にも参加してもら

うとともに、メルマガに登録している会員の方にも告知予定です。

この機会に、会員の方は、大阪精神医療人権センターのメルマガに是非、ご登録ください。

**ア) 権利擁護活動の拡充のための組織論① 河合将生さん（オフィスムスビメ）**

日 時 2019年6月2日（日）13:00～16:00

参加者 主に個別相談検討チーム、活動参加者

内 容 ①組織的取組みの必要性、②活動の維持、充実に向けた組織を構築するために必要なこと（ミッション、ビジョン、中長期計画、人材、資金）、③他事例の紹介（良い点、悪い点）、④河合さんから見た大阪精神医療人権センターの現状と課題、⑤解決方法

**イ) 他事例から考える 伴走型支援士 奥田知志さん（NPO法人抱樸）**

日 時 2019年7月12日（金）18:30～21:00

参加者 主に個別相談検討チーム、活動参加者

内 容 ①取組内容、②取組に向けた課題と解決方法、③取組の成果の測定方法、④取組のための人材、財源の獲得方法

**ウ) 権利擁護活動の拡充のための組織論② 河合将生さん（オフィスムスビメ）**

日 時 2019年8月18日（日）13:00～16:00

参加者 主に個別相談検討チーム、活動参加者

内 容

**(5) 養成講座の冊子の発行・Eラーニングの作成**

大阪府のみならず、大阪府以外でも活用できるような個別相談の活動参加者のための養成講座に関する研修冊子「一緒にはじめよう！！精神科に入院中の方への面会～権利を守り、今を変えていくために～」(仮題)を発行します。

また、この冊子を活用したEラーニングの作成も検討しています。

**(6) リーフレット「精神科病院に入院している方へ」の作成**

①精神科病院に入院している方が個別相談にアクセスしやすくなるように、また、②大阪府以外の地域で、精神科病院に入院中の方のために権利擁護活動を開始する際に参考となるように、リーフレット「精神科病院に入院している方へ」を発行します（権利擁護活動のオープンソース／市民向け）。

**(7) WEBページに個別相談活動に関する情報を掲載**

**3 権利擁護活動に関心のある団体との連携、協力の強化**

精神科病院に入院する方の立場に立った権利擁護活動を充実させるためには、当センターの力だけでは困難であり、権利擁護活動に関心のある他の団体との連

携、協力が必要となります。

2019年11月16日(土)午後、設立34周年記念講演会では、他団体の協力(後援)を得て、精神科病院に入院中の方の権利擁護の実現に向けた記念講演会を開催することを予定しています。是非、ご参加ください。

(※日本財団助成事業)

#### 4 精神科病院に入院中の方の立場にたった権利擁護システムの構築に向けて

精神科病院に入院中の方のための権利擁護システムの構築に向けて、2017年度は、厚生労働省との意見交換会を2回実施し、2018年度は、厚生労働省からの視察を受け入れました。

2019年度は、厚生労働行政推進調査事業補助金(障害者政策総合研究事業)「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」分担研究「精神障害者の意思決定及び意思表示支援に関する研究」に参加打診があったため、大阪精神医療人権センターの理事会で審議を重ね、否定的な意見もありましたが、日本の精神医療の現状を変えていくためには参加する必要があるという理由により、参加することを決めました。

この研究では、精神障害者の意思決定及び意思表示支援だけではなく、日本の精神医療の現状を踏まえ、精神障害者の人権が制約された状況にあることを前提として、当センターがこれまで主張し続けてきた、本来求められるべき「権利擁護」システムの構築の必要性を訴え、その実現を目指します。

これを実現するためには、活動参加者、会員、支援者の皆様の協力が必要不可欠です。

日本の精神医療の現状を追認するのではなく、現状を変えるための権利擁護システムの構築を一緒に目指しませんか?アイデアの提供、人的・経済的な支援を引き続き、よろしくお願いします。

本件に関し、随時フェイスブック、人権センターニュース、メルマガ等により必要な情報を発信しますので、フェイスブックの「いいね」、「シェア」や会員登録によるご支援をよろしくお願いします。

#### 第4 精神科病院への訪問活動及び情報公開の実施方針

##### 1 精神科病院への訪問活動の実施

2019年度も、当センターは、療養環境サポーター制度の取組に参加し、毎月1回、精神科病院への訪問活動を実施し、2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会に当センターから2名の委員が参加します。

## 2 情報公開

### (1) 630調査の情報公開請求に向けた取り組み

大阪府、大阪市、堺市から630調査の情報を非開示とする旨の決定を受け、ため、今後の対応策について検討し、大阪府、大阪市、堺市と協議しながら、必要となる情報の公開を求めています。

### (2) 人権センターニュース（2か月に1回）やウェブサイトにて、療養環境サポーターの活動報告を随時、掲載します。

## 3 精神科病院への訪問活動の充実に向けて

### (1) 精神科病院への訪問活動に参加する療養環境サポーターの皆様に参加していた、精神科病院への訪問活動の充実に向けて、意見交換会を開催します。

### (2) 2か月に1回開催される大阪府精神科医療機関療養環境検討協議会では、事前に大阪府こころの健康総合センター 医療審査課（電話：06-6691-2812）に連絡していただければ、どなたでも傍聴できます。

2019年度は、同協議会の議論をたくさんの人に知ってもらうために、人権センターニュース、ウェブサイトやSNS（フェイスブック等）で傍聴を積極的に呼び掛けたいと思います。

開催日時：

2019年5月24日（金）、7月26日（金）、9月27日（金）、11月22日（金）、2020年1月24日（金）、3月13日（金）

いずれも14：00～17：00

開催場所：

大阪府こころの健康総合センター 会議室（大阪市住吉区万代東3-1-46）

### (3) より多くの方に人権センターニュースを購読していただくことができるように、新規会員を積極的に募集するとともに、他団体の全国大会（例えば、第115回日本精神神経学会学術総会（2019年6月21日、22日・会場 朱鷺メッセ））において、人権センターニュースやリーフレットを配布できるようにお願いしたいと思います。

## 第5 精神医療及び精神保健福祉に係る啓蒙・政策提言活動の実施方針

### 1 意見書の作成及び発表

2019年度も、「人権」及び「個人の尊厳」の観点から、当センターが取り組

むべき社会的課題の解決に向けて、権利擁護システム研究会が中心となり、意見書等を作成し、公表することによって、当センターが大切にしている価値観をより多くの方に伝えたいと思います。

2019年度に重点的に取り組みたい事項は、以下のとおりです。

- ① 強制入院制度の抜本的見直しに向けて
- ② 精神科病院に入院中の方の権利擁護システムの構築に向けて
- ③ 長期入院、社会的入院の解消に向けて／重度かつ慢性の概念の問題
- ④ 措置入院に関するガイドラインの問題
- ⑤ 精神医療審査会の問題点
- ⑥ 増加する身体拘束・隔離の問題
- ⑦ 630調査のあり方について

## 2 権利擁護システム研究会の開催

2019年度も、竹端寛さん（兵庫県立大学）をコーディネーターに迎え、日本の精神医療の現状を追認せず、現状を変える方法について、研究会を開催します。

この研究会では、①日本の精神医療の現状、原因、課題を正確に把握し、②現状を変えるための方向性と方法論について、③立場をこえて議論し、できない理由ではなく、できる方法論を追及していきます。

2019年度の権利擁護システム研究会のテーマは、「長期入院」です。精神科病院に入院している約28.4万人のうち、1年以上の長期入院者は17.5万人（61.4%）であり、5年以上の長期入院者は9.4万人（33.1%）で、10年以上の長期入院者は5.5万人（19.5%）です。

長期入院者の中には、医療上の必要がないにもかかわらず、①本人の事情ではなく、病院、家族、地域、福祉サービスの事情で長期入院が続いているケースや②長年の入院により心身共に疲労困憊し、退院をあきらめてしまう（又は退院してもいいということを知らない）方々も多くいます。

障害者権利条約が批准され、障害者差別解消法が施行されても、精神科病院に入院中の方の人権が制限されている状況は変わっていません。

権利擁護システム研究会では、長期入院の現状、原因、課題を整理し、「できない理由」ではなく、どうすればできるのかという視点を持ち、また、誰かを一方的に批判したり、責めるのではなく、立場をこえて、共通の目的を実現するための効果的な手段を検討し、情報発信を強化します。

テーマ：長期入院（キーワード：長期入院、任意入院、重度かつ慢性、社会的入院  
権利擁護、エンパワーメント）

#### 日程と内容

第1回 日本の精神医療の長期入院の現状・課題・原因について

日時 2019年7月6日（土）

講師 角野太一さん

第2回 長期入院の問題を解決するために①（医療・福祉／地域・病院の視点から）

日時 2019年10月26日（土）

講師 未定

第3回 長期入院の問題を解決するために②（医療・福祉／地域・病院の視点から）

日時 2019年12月22日（日）

講師 古屋龍太さん（日本社会事業大学大学院福祉マネジメント研究科研究科長）

第4回 まとめ

日時 2020年1月25日（土）

募集期間 2019年5月20日まで

申込方法 大阪精神医療人権センターのウェブサイトから、誰でも申込できます。  
ただし、詳細は募集要領を確認ください。

会場 大阪市内

参加費 参加登録が3000円・1回あたりの資料代1000円

（※日本財団助成事業）

### 3 講演会の開催

#### （1）記念講演会「精神科病院における身体拘束を考える」

日時 2019年5月18日（土）13:00～16:35

会場 エルおおさか 南館5階 南ホール 大阪府中央区 定員200名

コーディネーター 竹端寛さん（兵庫県立大学）

講師 長谷川利夫さん（杏林大学・精神科医療委における身体拘束を考える会代表）

（※日本財団助成事業）

#### （2）設立34周年記念講演会「入院中の方の権利擁護システムの構築に向けて（仮題）」

内容は未定ですが、是非、ご予定ください。



日時 2019年11月16日(土)午後

会場 エルおおさか 南館5階 南ホール 大阪府中央区 定員200名

(※日本財団助成事業)

### (3) 医療観察法の廃止に向けた講演会(年2回・開催日時は未定)

#### 4 講師派遣等

第115回 日本精神神経学会学術総会(2019年6月21日、22日・場所 朱鷺メッセ)に、大阪精神医療人権センター運営会員・権利擁護システム研究会コーディネーターの竹端寛さん(兵庫県立大学)が、委員会シンポジウム13(精神科医療における権利擁護制度—とりわけアドボケーター・代弁者を巡って—)にシンポジストとして参加し、『日本の精神医療に求められる真の「権利擁護者」とは?』について発言することが決まりました。

また、同日本精神神経学会学術総会でも、大阪精神医療人権センター運営会員・権利擁護システム研究会メンバーの東奈央さん(つぐみ法律事務所)が委員会シンポジウム18(精神科医療における身体的拘束の現状と課題)にシンポジストとして参加し、『精神医療における身体的拘束・・・人権からの考察』について発言することが決まりました。

是非、応援をよろしくお願いします。

以上